



島根県報

平成19年11月20日 (火)
第 1,933 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

総合保養地域整備法の規定に基づく島根中央地域リゾート構想の変更(廃止)	(地 域 政 策 課)	1
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障 害 者 福 祉 課)	1
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の所在地の変更	(")	2
保安林予定森林(3件)	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定(2件)	(")	3
保安林の指定の解除	(")	4
保安林の指定施業要件の変更(3件)	(")	5
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水 産 課)	6
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	7
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	7
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	8

公 告

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指	(経 営 支 援 課)	8
--------------------------------------	-------------	---

定

特定調達公告

島根県庁本庁舎清掃業務、警備業務等委託一式に係る一般競争入札の落札者等	(管 財 課)	8
島根県庁南庁舎清掃業務、警備業務等委託一式に係る一般競争入札の落札者等	(")	9
島根県庁東庁舎清掃業務、警備業務等委託一式に係る一般競争入札の落札者等	(")	9
島根県庁分庁舎清掃業務、警備業務等委託一式に係る一般競争入札の落札者等	(")	10

告 示

島根県告示第941号

総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第5条第4項の規定による同意を受けた総合保養地域の整備に関する基本構想(島根中央地域リゾート構想)について、同法第6条第1項の規定による変更(廃止)の同意があったので、同条第2項において準用する同法第5条第6項の規定により公表する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第942号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療 の種類	指 定 年 月 日
名 称	所 在 地		
つくし薬局小山店	出雲市小山町115 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年11月1日
スイング上乃木薬局	松江市上乃木1丁目2番21号	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年11月1日
特定非営利活動法人訪問看護ステーションこりょう	出雲市湖陵町二部1586番地3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年11月1日

島根県告示第943号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関			自立支援医療 の種類	変 更 年月日
名 称	所 在 地			
	変 更 前	変 更 後		
タカサキ薬局周布店	浜田市治和町口518	浜田市治和町イ111 - 5	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年 11月1日

島根県告示第944号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町上山佐930 - 7、2886 - 2、2886 - 5
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第945号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町上山佐1887、1893
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第946号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市宇野町2162、2163、2164 - 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第947号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
松江市八雲町西岩坂4480、4483、4485から4491まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第948号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市温泉津町福光口310 - 1、口311、口312 - 1、口313 - 1、口313 - 2、口314 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第949号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町室谷1324 - 6（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

無線施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第950号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
雲南市掛合町入間1258 - 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第951号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年9月10日農林水産省告示第1399号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第952号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和63年9月3日農林水産省告示第1358号
- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第953号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱(平成13年島根県告示第267号)の一部を次のように改正する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2中

年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.55%	年0.55%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.55%	年0.55%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.55%	年0.55%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.55%	年0.55%

を

年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%			

(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%	に改
年1.25%	年1.05%				
(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
		年1.25%	年0.4%	年0.4%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%	

める。

附 則

- この告示は、平成19年11月20日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成19年11月20日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第954号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	年1.9%以内	を	年1.8%以内	に改める。
	年2.05%以内		年1.95%以内	
	年1.9%以内		年1.8%以内	

附 則

- この告示は、平成19年11月20日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年11月20日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第955号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「1.9パーセント」を「1.8パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年11月20日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年11月20日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第956号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
浜田市	平成17年度～19年度	32枚	1冊	田ノ原	平成19年11月12日
邑南町	平成17年度～19年度	4枚	1冊	小掛谷	平成19年11月12日
津和野町	平成16年度～19年度	27枚	1冊	中山	平成19年11月12日
津和野町	平成17年度～19年度	15枚	1冊	長福 - 1	平成19年11月12日

公 告

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第5号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

番号	名 称	住 所	指 定期 間
19 - 5	日興建設株式会社	島根県益田市乙吉町イ89番地10	平成19年11月7日～ 平成20年11月6日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
島根県庁本庁舎清掃業務、警備業務等委託 一式（庁舎内外清掃、駐車場警備、貯水槽清掃、害虫等防除業務）
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地

- 3 落札者を決定した日
平成19年9月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
太平ビルサービス株式会社 代表取締役社長 狩野伸彌
島根県松江市雑賀町201番地
- 5 落札金額
93,006,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成19年8月10日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
島根県庁南庁舎清掃業務、警備業務等委託 一式（庁舎内外清掃、警備、貯水槽清掃、害虫等防除業務）
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成19年9月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
北陽ビル管理株式会社 代表取締役 幡 宏明
島根県松江市片原町62番地1
- 5 落札金額
46,998,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成19年8月10日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
島根県庁東庁舎清掃業務、警備業務等委託 一式（庁舎内外清掃、警備、貯水槽清掃、害虫等防除業務）
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成19年9月19日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社山陰管財松江支店 支店長 作野美樹

島根県松江市東朝日町244番地1

5 落札金額

30,240,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成19年8月10日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る役務の名称及び数量

島根県庁分庁舎清掃業務、警備業務等委託 一式（庁舎内外清掃、警備、貯水槽清掃、害虫等防除業務）

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成19年9月19日

4 落札者の氏名及び住所

北陽ビル管理株式会社 代表取締役 幡 宏明

島根県松江市片原町62番地1

5 落札金額

25,099,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成19年8月10日